

第11回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和4年11月2日(水)
開会 15時00分
閉会 16時20分

2. 場 所 市役所 大会議室

3. 出 席 14名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	○
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 3番 鶴田 裕幸

10番 湊上 幸雄

5. 事務局職員

職名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	松尾 貞裕	農地係長	末吉 亜紀
書 記	池田 靖		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第 4 9 号	農地法第 5 条の申請について
議案第 5 0 号	農地法第 4 条の申請について
議案第 5 1 号	農地法第 3 条の申請について
議案第 5 2 号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について

8. 報告事項

議案第 2 3 号	農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について
議案第 2 4 号	農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について

9. 連絡事項

なし

<p>議長</p>	<p>みなさん、こんにちは。 (挨拶) それでは、ただいまより第11回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者はいません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は3番 鶴田 裕幸委員、10番 淵上 幸雄委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第49号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>議案第50号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第51号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第52号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について 利用権設定 通年</td> <td>7件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第23号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第24号</td> <td>農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</td> <td>25件</td> </tr> </table> <p>となっております。 それでは、議事に入ります。 議案第49号 農地法第5条の申請についてですが、50番については、〇〇〇〇委員が利害関係人となる案件となります。そのため農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議終了まで一時退出していただきます。</p> <p>(〇〇〇〇委員 退出) それでは、議案第49号 50番について事務局から説明をお願いします。</p>	議案第49号	農地法第5条の申請について	7件	議案第50号	農地法第4条の申請について	5件	議案第51号	農地法第3条の申請について	2件	議案第52号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について 利用権設定 通年	7件	報告第23号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件	報告第24号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	25件
議案第49号	農地法第5条の申請について	7件																	
議案第50号	農地法第4条の申請について	5件																	
議案第51号	農地法第3条の申請について	2件																	
議案第52号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について 利用権設定 通年	7件																	
報告第23号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件																	
報告第24号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	25件																	
<p>事務局</p>	<p>議案第49号 50番についてについてご説明します。 議案は2ページ、50番になります。 図面は5ページから9ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が倉庫をするための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 50番については以上です。</p>																		

議長	それでは、50番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	名前は3件分になっておりますが名義変更が遅れたとのことでした。全部買われたとのことでした。
議長	<p>50番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>〇〇〇〇委員に着席していただき、審議を再開します。</p> <p>(〇〇〇〇委員 着席)</p> <p>続きまして、農地法第5条の申請、47番から49番については申請人が別ですが、申請地が同じ区画にありますので、一括して審議を行います。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第49号 47番から49番についてご説明します。</p> <p>議案は1ページになります。</p> <p>図面は1ページから4ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区及び〇〇〇〇地区です。</p> <p>全て譲受人が太陽光発電設備設置をするための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地になります。</p> <p>ここで、農地転用許可の立地基準及び一般基準について説明します。お配りしている資料の色付けしておりますところですが、農地法では転用に際し、立地基準及び一般基準を満たすことが許可の要件となっております。</p> <p>立地基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当しておりますので、立地基準につきましては、許可相当と判断できます。</p> <p>続きまして、一般基準につきましては、資金証明の添付がないため、資料の1、申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと。に該当します。</p> <p>また、雨水については申請地から市道まで自然流下される計画ですが、経由地の土地の所有者から排水承諾を得ていないため、2、申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないこと。に該当します。</p> <p>資料の1、2、に該当しておりますので、一般基準につきましては許可相当ではないと判断できます。</p>

事務局	また、法定必要書類ではありませんが、区長及び生産組合長の同意についても提出があっておりません。 以上より一般基準を満たしていないことから許可相当でないとして審議をお願いします。
議長	それでは、47番から49番のこの件につきましては、担当委員からの説明はありません。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。
〇〇委員	以前から伊万里市内での太陽光設置が増えてきています。業者の説明を聞くと、15年間で全部その設置者に譲り渡します、という条件付きでしています。その後25年位すればこの太陽光も産業廃棄物ですね。この資料を見ると、よそからの資金で他の田舎に建てれば後の始末がいらぬという感じで投資目的でされてると思います。こういうことに対して伊万里市農業委員会としてどう対処するか、今から考えておかなければ、後で市の税金を使って廃棄物を処理しなければならぬ。この問題は、どう規制していくか、今から考えていくべきことと思います。
議長	他に御意見はございませんか。
〇〇委員	区長さん、生産組合長さんの印鑑がなく、承諾をもらってないということですが、どうやってもらってないとわかるのですか。
事務局	今回のケースは、業者は3件とも全て一緒に業者が取り扱っておられます。それで役員会の方じゃないと区長さんも印鑑を押さない、一人の立場では押さないということで、役員会の場で説明をしてもらって印鑑を押しますという話でした。通常こういう話っていうのは、申請前に全て終わらせる必要があります。でもこの業者は、終わらない状態で受け付けてくれということで、持ってこられています。私どもも揃えた状態で受け付けたかったのですが、法令上、受け付けを拒否する権限がないため、県からの指導があり、まずは受け付けをし、後は補正で対応するようにとのことでした。本来では受け付けはしないのですが、受け付けざるを得ないということで受理することになりました。そういった経緯があります。
議長	この件について他に御意見、御質問はございませんか。
〇〇委員	区長から聞きましたが、生産組合長には電話があったが承諾はしていないとのこと。毎月開いている役員会に区長、生産組合長、農業委員3人も出席し、その場で問題ないとなれば印は揃うと思いますが、現時点では私にも電話があっただけです。電話では、伊万里市は関係ない、県の許可待ちという言い方だったため、後1か月待つように言いました。
議長	他にございませんか。
〇〇委員	私の担当地区も入っていますので、区長さんに確認したところ、説明に来られて印鑑は押しているとのことでした。生産組合長さんはまだ押していないそうです。私には昨日電話があっただけです。印鑑は押していません。推進委員と一緒に現地だけ見に行ってきました。みかん畑で周りは雑木林があり、隣接の

〇〇委員	下は市道があり傾斜がそちらに向いていますので雨が降った時にはそちらに行くのではと思いました。私もまだ承諾はしておりません。話だけ聞いている状況です。
議長	他にございませんか。
〇〇委員	県が言われてるのはどういう意味ですか。
事務局	法令上、許可権者が県になりますので、農業委員会は受付窓口ということで、農業委員会で許可できないと思われる案件であっても、その意見をきちんと記した上で県に送れば問題がないですが、農業委員会で受け付けを拒否してしまうと法令違反となってしまうということです。
議長	区長さん、生産組合長さんの承諾もなく、書類も不十分な中で、農業委員会を通して県にあげることはしたくないですが、法律がそうなっているため、日本全国でもこういう問題は起こっていると思います。後々問題を起こさないためにも法律で地元同意の事項を必須にすべきと思っています。 今回の件は、農業委員会として、反対として県に送るか、1か月保留扱いとして見送るか、御意見をお願いします。
〇〇委員	保留すべきだと思います。もう一度来月の委員会に諮るべきだと思います。
〇〇委員	ここで保留しても同じことではないかと思います。受付を拒否できないのなら、来月に延ばしても一緒だと思います。今回、反対として県にあげた方がいいと思います。
〇〇委員	今のままで、反対として県にあげた方がいいと思います。
〇〇委員	ここで今協議しても意味がないと思います。反対として今回県にあげた方がいいと思う。
議長	それでは、この件につきましては、伊万里市農業委員会としては反対という意見を付けて県の方へ進達するという事によろしいですか。他に御意見ございませんか。 <なし> 特に無いようですので、農地法第5条の申請3件については許可相当でないと意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案49号 51番～53番について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案は2ページ、51番になります。 図面は10ページから12ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が家庭菜園及び駐車場をするための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。

事務局	<p>続きまして、議案は2ページ、52番になります。 図面は13ページから18ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設をするための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、53番になります。 図面は19ページから24ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が建売住宅建設をするための申請です。 農地区分は第1種農地。 許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>議案49号 51番～53番については以上です。</p>
議長	51番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	現地の周りは石垣で、中は梅の木が生えています。特別周りは何の影響もありません。排水も流れていますので承諾しました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	<p>51番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、52番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	現地を見に行きましたら、排水がないため、市道に側溝を入れて〇〇〇〇のところへ流すという説明でした。場所は、家もありますし、問題ないところです。ご審議よろしくをお願いします。
議長	<p>52番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、53番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	隣もすでに家を建てています。田んぼのところに排水もありますし何も問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長	<p>53番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請3件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第50号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第50号 について説明します。</p> <p>議案第50号 17番についてご説明します。</p> <p>議案は3ページになります。</p> <p>図面は25ページから27ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が宅地拡張をするための申請です。</p> <p>なお、許可を受けずに〇〇〇〇頃に宅地の拡張及び庭木の植栽をしていたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は3ページ、18番になります。</p> <p>図面は28ページから30ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が植林をするための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は4ページ、19番になります。</p> <p>図面は31ページから32ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が植林をするための申請です。</p> <p>なお、許可を受けずに〇〇〇〇頃に申請地の一部に杉を植林をしていたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p>

事務局	<p>続きまして、議案は4ページ、20番になります。 図面は33ページから35ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が進入路及び宅地拡張をするための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇〇〇頃に宅地の拡張及び進入路をしていたとして始末書が添付されています。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は4ページ、21番になります。 図面は36ページから40ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が共同住宅建設をするための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。 議案第50号 については以上5件です。</p>
議長	17番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	庭とと思っていたのが農地だったということで来られました。何の問題もないところでした。ご審議よろしくをお願いします。
議長	<p>17番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、18番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	以前お茶を栽培されていて、5～6年前に体調が悪くなってお茶を辞められています。そのまま畑の状態だったようですが、今回、植林を申請されています。まわりは山ばかりなので何も問題ないと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。
議長	<p>18番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、19番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	みかん畑が何十町もあった場所です。現在は荒れ放題となっていました。畑の所有者に確認をとって山にしようかとなったようです。今回は植林をしようとなりました。別に問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長	<p>19番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、20番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>もともと市道が家の南側に通った時に、進入口を作って申請していなくて今に至った状態です。太陽光の申請の時に一部が農地とわかったので申請することになったとのことでした。20年近く住んでいますので問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>20番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、21番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ここは2～3年前に半分だけアパートが建てられて、今回、半分に建てられるということです。別に問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>21番について御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第4条の申請5件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第51号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第51号 2件について御説明いたします。</p> <p>議案は5ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第51号 については以上2件です。</p>
議長	<p>議案第51号 について議案の5ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p>

議長	<p>〈なし〉</p> <p>特に無いようですので、議案第51号 農地法第3条の申請については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第52号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年7件について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第52号 利用権設定の通年について御説明します。</p> <p>議案の6ページから7ページに明細書を、8ページから11ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>借受人が6名、貸付人が6名で、面積は田が13,310㎡、畑が4,461㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>議案第52号 利用権設定の通年については以上です。</p>
議長	<p>議案第52号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>特に無いようですので、議案第52号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年については申し出のとおりに決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第23号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第23号 について御説明します。</p> <p>議案は12ページになります。</p> <p>1件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。</p> <p>報告第23号 については以上です。</p>
議長	<p>報告第23号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p>

議長	<p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第24号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします</p>
事務局	<p>報告第24号 について御説明いたします。 議案は、13ページから14ページになります。</p> <p>2番、4番、5番、20番については農地パトロールにて非農地相当としていましたが、所有者が市内在住でないなどの理由で非農地判断についての事前通知を行っておりませんでした。</p> <p>今回、農地の所有者より非農地についての申し出がありましたので、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>それ以外の筆については所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>報告第24号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>報告第24号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第11回農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>